

1 医療 DX 推進体制整備加算 電子処方箋の経過措置は3月末で終了

調剤 医療DX推進体制整備加算 電子処方箋の経過措置はR7.3末で終了



- 医療DX推進体制整備加算の電子処方箋に係る経過措置は2025年3月末で終了。
電子処方箋に係る新たな要件を満たさない場合は算定不可に(届出取下げが必要)
- 4月以降は、紙処方箋の場合も含め、やむを得ない場合を除き調剤済みになった日に調剤結果を速やかに電子処方箋管理サービスに登録
- 2025年4月から、マイナ保険証利用率を45%、30%、15%に引上げ
点数も10点、8点、6点に

数日分を
まとめて登録する
ことは不可

2025年3月まで

点数	マイナ利用率	電子処方箋要件
加算1 7点	30%	電子処方箋により調剤する体制を有している (2025年3月31日まで経過措置あり)
加算2 6点	20%	
加算3 4点	10%	

2025年 4月～9月

点数	マイナ利用率	電子処方箋要件
加算1 10点	45%	電子処方箋を受け付け、当該電子処方箋により調剤する体制を有するとともに、 <u>紙の処方箋を受け付け、調剤した場合を含めて、原則として、全てにつき調剤結果を速やかに電子処方箋管理サービスに登録すること</u>
加算2 8点	30%	
加算3 6点	15%	

* 2025年10月以降のマイナ保険証利用率の基準は7月を目途に検討・設定予定

((株)スズケン作成資料より引用)

医療 DX 推進体制整備加算の届け出について (4月4日必着)

医療DX加算について



算定要件の一部

- ▶ 厚労省のHPに電子処方箋の受付可能薬局と記載ある
- ▶ 紙の処方箋も含めた受け付けたすべ処方箋の調剤結果を電子処方箋管理サービスへ当日送信している
- ▶ 自薬局のHPを保有し、医療DX推進の体制に関する事項を記載している
→ HPの保有に関しては現在確認中 R7年5/31まで経過措置

* 算定区分変更の度に辞退届・区分変更届は不要



医療 DX 推進体制整備加算 電子処方箋により調剤する体制とは？

「電子処方箋により調剤する体制」とは、2つを準備・完了しておく必要があります

- ① 「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づき電子処方箋により調剤する体制及び調剤結果を登録する体制を整備
- ② 電子処方箋システムの医薬品マスタの設定等が、適切に行われているか等、安全に運用できる状態であるかについて、厚生労働省のチェックリストによる点検を完了させ、その旨を医療機関等向け総合ポータルサイトにおいて示される方法により報告

医療 DX 推進体制整備加算 マイナ利用率について

調剤 医療DX推進体制整備加算 (参考)マイナ利用率は3か月間の最高値で 

○ 利用率は支払基金から毎月通知されるものを参照
「[医療機関等向け総合ポータルサイト](#)」にログインして随時確認することも可能

レセプト件数ベース利用率 (2か月後に把握可能→実績を3か月後から反映可能)

= マイナ保険証の利用者数の合計 ÷ レセプト枚数

(参考)参照可能なマイナ保険証利用率の実績 3か月間の最も高い率を用いることができる

4月適用分	5月適用分	6月適用分	7月適用分	8月適用分	9月適用分
11～1月 の最高値	12～2月 の最高値	1～3月 の最高値	2～4月 の最高値	3～5月 の最高値	4～6月 の最高値

- ・ 利用率により、加算1～3のいずれを算定するのかを毎月各薬局で判断し、算定利用率要件が満たせない月は算定不可(届出の取下げは不要)
- ・ 加算の区分が変更する場合の届出は不要

((株)スズケン作成資料より引用)

2. 特定薬剤管理指導加算 3 「□」 2025 年 4 月から 5 点→10 点へ

選定療養による業務負担が増加していることを踏まえ、2025 年 4 月から、薬剤選択のための説明を評価した特定薬剤管理指導加算 3 「□」が5点から10点になります。なお、算定ルールに変更はありません。

調剤前に、医薬品の選択に係る情報を説明・指導

- ① 後発品が存在する先発品であって、一般名処方又は銘柄名処方され選定療養の対象となる先発品を選択しようとする患者に対して説明
- ② 医薬品供給状況が安定していないため、前回調剤された銘柄の必要数量が確保できず、前回調剤された銘柄から別の銘柄への変更が必要な患者に対して説明

3. 「博多区薬剤師会新春の集い」へのご参加ありがとうございます！

3月22日(土)に開催しました「博多区新春の集い」へのご参加ありがとうございます。
博多区薬剤師会では、顔の見える関係性をつくるため、情報交換・懇親の場をこれからも作っていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

※当日の集合写真を福岡市薬剤師会 HP (会員ページ) に掲載しています。どうぞご覧ください。

